

## 第9回総会記念事業 「女性への性暴力被害の実態」

2009. 6. 13 ウィズセンター会議室

DV（ドメスティックバイオレンス）は男女の力関係や男性優位の社会意識（ジェンダーバイヤス）等がその要因の多くを占めています。私たちは、現実的にこうした被害に遭った女性達の支援をしつつ、広く社会の意識変革を求めています。

女性の性的な被害はDVだけでなく様々な場面で広く存在し、人権侵害は根深いものがあります。今回はそうした観点から、ひとは県警察生活安全企画課の高槻康志さんにDVやストーカー被害（防止法に基づく事件性に関して）の現状と被害者支援に取り組む県警の活動を紹介して頂きました。もうひとは川崎医療福祉大学の鈴木江三子教授に子どもへの性暴力被害の実態を報告して頂きました。

### 報告（1） 「DV・ストーカーなどの現状について」

岡山県警本部 生活安全企画課 ストーカー対策係長 高槻康志さん

まず、高槻さんは資料を示しながら、H13年ストーカー規制法施行後の動きを報告して下さいました。昨年からの被害件数が加速的に増加している。ストーカー被害の91%が女性であり、加害者の87%は男性です。被害者の年齢は20歳代が42%、30歳代が23%、40歳代が16%。また、被害者加害者の関係性は、交際相手50%、友人知人16%、面識なし16%です。

県警としては、被害防止のために防犯ビデオやブザー等物品の貸し出し、IPシステムの導入で携帯電話の貸し出し、また、関係機関の協力などをしています。

配偶者暴力防止法については、対応件数は年々増えており、県内でも昨年から前年比8.7%増、今年は前年比50.9%の増と加速しています。DV・ストーカーの増加の要因は、私見ですが、環境が悪化しているだけでなく、法の熟知や受ける側の対応が進んだことなどで被害が顕在化しやすくなっていると思われます。性別では、被害者の98.2%は女性、男性も少ないながら1.8%といます。例えば、ティシュペーパーの箱で顔を殴られて家から逃げた男性は精神的に問題があるかという決してそうではなく仕事も普通にしているごく普通の人ですが、怖い！と言います。

年齢は、20歳代が26.2%、30歳代が34.7%、40歳代が22%。関係性は婚姻関係にある353件、同居66件、離婚などで別居57件です。（岡山県内対応事例の内）

県警の対応は、捜索願不受理、住民票閲覧制限、関係機関との連携ですが、被害者の立場に立って支援することが肝心であり、被害者の二次的人権侵害がないよう配慮しています。警察としては事件化して相手方を捕まえることが肝要であり、被害者支援に関しては民間の多くの方々との連携と協力をお願いしているところです。



## 報告（２） 「子どもへの性暴力被害の実態」

川崎医療福祉大学 医療福祉学部保健看護学科教授 保健学博士 鈴木江三子さん



鈴木教授からは「子どもへの性暴力を通して見えてくる大人社会」という資料を使って、1998年に日本で初めて実施した「子どもと家族の心と健康」全国調査や、2000年広島県内の600人の若者を対象に実態調査を基にした実態と分析が報告されました。

「18歳までに7割近くの女性が痴漢などの公然わいせつ、強姦など、何らかの性犯罪被害にあっている」と話され、会場の参加者に「身に覚えがある人」と問うと、かなりの手が挙がりました。でも、子どもにとっては「何が行われたのか分からない」「厭なことだけれど誰にも言えない」のです。性犯罪により長く深く傷つく被害の深刻さを何とかしたいという思いが鈴木教授の研究の原点です。こうした実態には「女性の性が軽く見られる文化が背景にある」と強く指摘されました。最近のTVコマーシャルで「カップヌードルのコマーシャルに、なぜ女性が服を脱ぐシーンがあるのか？ 必要なのか？」と。また、先日の京都教育大学学生の集団レイプ事件に関して、事件後の学長謝罪で「公然わいせつ」と表現していたことにはすぐさま抗議のFAXを送りました、と。全く違う「強姦」と「公然わいせつ」を故意に違えたのか勘違いかわかりませんが、この程度の意識だということと、なるべく軽く考えたい意識が見え見えで許し難いことだと憤慨していました。

小学校低学年の児童（男女児とも）が性犯罪被害に遭いやすいデータを示し、その理由は「低学年は人間に対する警戒心が十分に育っていない年齢。小学校3年から4年生にかけて子どもは精神的に大人になる。人と人の力関係や駆け引きが始まる。だからいじめもこの時期から起こる」との分析です。しかし、「子どもは幼い頃の心の傷を一生抱えることになるので、大人が意識を持って子どもを守らなければいけない」と。にもかかわらず、子どもを守るべき家族・近親者「父親や養父、次に祖父、兄弟が加害者になっていることが多い」という家庭内での問題点の指摘があり、また地域の抑止力が低下していること（「こんなことをしたらはずかしい」という社会の規範意識がもっとあったはず）で性犯罪が増えてきている、という指摘もされました。

● DVDの紹介 鈴木教授が広島県警と協働で作成した教材で、子どもが性被害に遭わないために子供自身が何を具体的に注意したら良いのか丁寧に教える教材『「変な人がする変なこと」探検』。学校で授業に使って貰っている。岡山県警にも作成を働きかけしているが、動かない。実際に数分間会場でもDVDを流しました。現在、第二弾も作成中という事です。



お話後にも会場からは多くの意見や質問（DVD教材が実際にどのような場面で使われているのか、また、被害者への県警の実際の対応はどうなっているのか、広島と岡山の場合は、等）が出て、参加者の意識の高さと問題の根深さが浮き彫りになりました。

最後に副代表の貝原から、このように女性に対する暴力が横行している社会を改善するために、私たちは包括的な「性暴力禁止法」を作らなくてはならないと訴えました。

（文責 横田えつこ）